

日本共産党の、斉藤由美子です。通告に沿って、一問一答で質問を致します。

1. 豊予海峡ルート／豊予海峡ルートについて

(1)中止を求める決議について

本年4月22日、豊予海峡ルート計画について考える市民の会が結成され、120人の参加者で会場はいっぱいとなりました。

結成総会のシンポジウムでは、「大型公共事業と市民生活」「伊方原発と豊予海峡ルート」など、様々な視点から発言があり、参加した母親・年金者・佐賀関の住民などからも意見が出されました。「豊予海峡ルートは市民の暮らしに必要なではない」「不必要な事業はやめて、税金は市民生活のために使って欲しい」など、推進事業への反対意見が相次ぎました。

総会の終わりには「豊予海峡ルート計画推進事業の中止を求める決議」が採択され、この決議は5月23日市長に提出されました。

提出の際の懇談において市長は、「政策議論は大変重要」としながらも、「議論しながら長期的視点で進めたい」と推進継続の姿勢を示されました。

これまで、豊予海峡ルート計画は四国新幹線整備と一体の事業とされ、懇談の席で市長は、「新幹線がある所は発展している」「東京・大阪への短縮が望まれている」等と述べられました。しかし、仮に新幹線が開通すれば、並行する在来線の経営が切り離され、沿線自治体はその路線維持の責任を負うことにもなりかねません。

2016年3月、北海道新幹線の青森―函館間が開通した年の11月、JR北海道は全路線の半分以上にあたる10路線13区間、1237.2キロが「自社単独での維持が困難」と発表し、大規模な路線廃止の不安が広がり、今なお住民に深刻な影響を及ぼしています。

新幹線整備は、人口流出を加速させ、地方の疲弊を招き、大都市と地方の地域格差に拍車をかけることにつながりかねません。

これまで市長は、「整備新幹線への格上げを」と、何度も答弁されましたが、今後の交通事業の課題は、老朽化した鉄道施設の補強や耐震化を進め、通勤・通学の足となる地元の在来線を守ることではないでしょうか。

鉄道路線だけではありません。佐賀関のフェリー関係者からは、「豊予海峡ルートは自分たちの仕事なくなる事業」と言う声が届いています。漁業関係者からは「豊かな佐賀関の海をいじらないでほしい」という声も届いています。今回の決議は、生活と生業に係る市民の思いがこめられた切実な声

です。そこで市長にお聞き致します。

①この「豊予海峡ルート計画推進事業の中止を求める決議」について、あらためて市長の見解をお聞かせください。

(2) 中央構造線断層帯について

今年度 市長は、豊予海峡ルート計画について、道路も視野に新たな調査を行うと表明されました。しかし、これらの計画は、原発再稼働と同様、自然災害の被害が想定されていません。

5月に行った懇談の際、市長は「豊予海峡ルートが中央構造線断層帯と平行に通れば、他と比べて危険ではない」との認識を示されました。

しかし昨年12月、政府の地震調査委員会が、これまで「四国沖まで」としてきた中央構造線断層帯が「大分県まで達している」という新たな評価を公表し、これを受けて、大分県の有識者会議も「断層の評価の見直しにあわせて地震の被害想定の見直しも必要」という認識を示しています。

今月に入ってから、土木学会の長期推計が出され、「南海トラフ」の巨大地震の被害は「国難」レベルであり、想定を上回る大打撃を受けること、しかも、直接的な被害だけでなく、その後20年の長期にわたり経済的な損失が続き、深刻な影響を与えると指摘しています。そこで、再度市長にお聞きします。

①豊予海峡ルート計画には、活断層の大集合地帯とも言える中央構造線断層帯の多大なリスクが伴っていることが明確となりました。この見解について、市長の認識をお聞かせください。

(3) 予算の使い道について(市長)

土木学会は、南海トラフ地震の被害について、公的インフラの耐震化などを効果的に行えば、被害想定額の3割程度を減らすことができるとしています。

2014年、国土交通省は南海トラフ地震の対策計画を策定し、今後更に、インフラ機能を維持する為の予算を投じるとしています。いま国を挙げて、この巨大地震への対策が急がれています。豊予海峡に、新たな道の整備を考えている場合ではないと考えます。そこで質問致します。

②豊予海峡ルートへの投資は直ちに中止し、これらの予算は道路や橋梁、ライフラインや建物補強などの災害対策を少しでも早く拡充するために組み替えるべきと考えます。見解を求めます。

2. 行政改革／行政改革の在り方について

(1) 教育に係る行政改革について

小泉政権時代、「官から民へ」の掛け声で行政改革が推進されてきました。地方の業務に係る費用を縮小させ、国からの交付税を減らすためです。近年は、安倍政権によるトッパー方式の導入

によって、行政改革は成果主義となり、ますます行革に拍車がかかっていますが、国が示す目標に付き従うほど、地方自治体は自らの首を絞めることとなります。

この間、大分市でも、家庭ごみ有料化や学校統廃合、正規職員の削減など、聖域のない行政改革が強行されてきました。中でも、教育現場における合理化や大規模化は、教育体制を揺るがすような悪影響を及ぼします。

昨年度からは、3つの小学校で学校給食の調理業務の民間委託が打ち出され、保護者・関係者には、導入を前提とした説明会が行われ、強行されました。更には今年度、あらたに8校拡大することが、先の第1回定例会で明らかになっています。

学校給食調理業務の民営化は、それまで児童に向き合っていた給食調理員の雇用の非正規化を意味します。専門性や業務の積み重ねで得られるスキルの継続が困難になり、業務の質に影響します。業務の効率化が優先され、職務がマニュアル労働化する恐れも生じます。雇用の安定がなければ、仕事への情熱は奪われ、離職や人員不足も招きます。

行政は、教育環境の向上こそ保障すべきであって、処遇の低下を招く行革は、明らかに目指すべき教育施策に逆行しています。行政改革は、教育現場にはなじまないと考えます。そこで、行政改革を進めている企画部に質問いたします。

①教育に係る行政改革を推進することに対し、基本的な考え方をお聞かせください。

(2)給食調理員について

それでは、教育委員会にお聞きします。先ほど述べた通り、子どもたちを取り巻く教育環境の向上は重要課題です。以前の質問でも、「給食調理員はチーム学校の一員」だと答弁されました。それなのになぜ、業者委託を行うのでしょうか。調理員の入れ替わりが頻繁に生じ、3年おきには業者ごと入れ替わる事態も生じます。その度に、学校給食の調理現場が不安定な状態になるわけです。「給食は生きた教材」と言いながら、給食調理業務を業務委託するのは、学校給食の在り方、子どもとの向き合い方にも大きな影響を及ぼします。

子どもの顔が見えるような関わりが一定期間継続されるからこそ、個別の食育指導なども可能になるのではないのでしょうか。そこで質問致します。

②衛生面・安全面はもとより、個々のアレルギーへの対応や子どもの心身の発達に深く関わり、命にも直結する給食調理業務です。民営化を行うべきではないと考えますが、見解をお聞かせください。

3. 福祉保健／有料老人ホームについて

(1) 有料老人ホームの実態把握と指導について

食事や介護などのサービスを提供する高齢者施設のひとつに「有料老人ホーム」があります。

有料老人ホームは、高額な入居費用を要する施設がある一方、わずかな年金でくらす生活困窮者や生活保護受給者が身を寄せるホームまで、まさに「ピンキリ」と言われる状況です。低料金で入所できるものの、中には、サービスや人員配置・住環境が不適切・不十分な施設の問題が指摘されています。

本来、日常生活で支援や介護を要する多くの高齢者は、安い費用で入所できる特別養護老人ホーム(特養)の入所を希望しています。しかし、その待機者は52万人ともいわれ、その上、介護保険制度の改悪によって、特養の入所対象が要介護3以上と限定されたこともあり、入所の可能性はいつそう低くなっています。また、身寄りがなく保証人がいない等の個別の課題もあり、低料金で入所できる施設は、多くの高齢者の受け皿として欠かせない役割を担っているのも実態です。

しかし、高齢者の終の棲家とも言える施設は、まさに命を預かっている住居であり、「安かろう、悪かろう」の環境が容認されるわけではありません。特に、定期的に面会する親族のいない高齢者が、入所先のホームでどのような生活状況にあるのか、その実態を把握することは困難です。

地域で一人暮らしをする高齢者は、民生委員さんや友人・知人など、少なからず人間的なつながりがありますが、施設に入居することで、住み慣れた地域との連絡が途絶え、その後の生活を心配する声を耳にすることもあります。

施設入所は、基本的に本人の意向で行われますが、経済的・体力的に一人暮らしが困難となった高齢者に、ほとんど選択の余地はないと言えます。

一方、有料老人ホームは、公費の補助金があるわけではなく、その運営は基本的に入居者の利用料でまかなわれており、人件費や施設整備に十分な費用が捻出できない状況もありえます。また、介護関係者からは、施設の外見は立派でも、明示されているサービス内容に疑問を感じる施設もあるとの声も耳にしています。

今後、身寄りのない高齢者や、一人暮らしが困難となる低所得者は、確実に増加することが予想され、受け皿となっている高齢者施設の抱える様々な課題をどう克服していくのか、抜本的な対策が求められます。

現在、大分市には、有料老人ホームが144施設あり、順次、大分市による立ち入り調査・実地調査が行われています。しかし近年、保育・障がい者・高齢者など、指導監査の対象となる施設の増加と多様化により、各所管の指導体制もあわせ、その業務は著しく増大していると推測します。そこで質問いたします。

①有料老人ホームの実態を把握するため、体制の拡充が必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

(2)「個人の尊厳」を尊重する看取りについて

今回、私が質問をしたのは、大変身近なところで、有料老人ホームに入居してまもなく、親族のいない79歳の男性が亡くなった案件からです。

ホームレスだったMさんは、まわりの支援によって生活保護を受けることになり、その後は地域の民生委員さんや友人に支えられて生活をされていました。昨年末に、体調を崩して入院し、退院後は、一人暮らしが困難となったため有料老人ホームに転居されました。

入居したホームが元の居住地から離れていたことから、お世話をしていた友人たちもなかなか会いに行けず、ひと月近く経って面会に行こうと施設に電話をしたところ、亡くなられていたそうです。それまで身の回りのお世話をしていた友人たちは、最期を看取ってあげることができなかつたと、大変心を痛めていました。

今回、身寄りのないMさんのお骨がどこに納められ、どこに行けば故人を偲ぶことができるだろうかと相談を受けました。個人情報保護や、親族以外への情報提供など、様々な課題があるとはいえ、生前、地域の仲間と共に過ごし、支え合ってきた「住み慣れた地域」とのつながりは、Mさんの存在を証しする、かけがえのない関わりであり、Mさんの財産ともいえます。

日本国憲法は、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重する「個人の尊厳」を大きな柱としています。高齢者の看取りを地域でというのなら、最期までその方の尊厳が守られるよう、行政は血の通った対応をしていくことが求められます。そこで、質問いたします。

②親族のいない高齢者の看取りについて、今後、個人の尊厳を守り、地域との人的なつながり尊重する為に、行政はどのように対応していくか、福祉保健部長の認識をお聞かせください。

4. 都市交通／ふれあい交通運行事業

(1)ふれあい交通事業の拡充について（都市交通対策）

4月下旬、高田校区にお住まいの方々から、4月のバスのダイヤ改正で、常行・堂園を通る路線バスの本数が激減して困っているとの相談をお受けしました。

「平日の午前中は11時台の1本だけとなり、大在の病院まで通院できる便がなくなった。行きにタクシーを使っても、帰りの便も13時台しかなく、結局往復タクシーになる。片道2,600円、往復だと5,000円以上かかるので負担が大きすぎる。」という声や、「鶴崎方面まで歩けばバスはあるが、かなり時間がかかり、暑い季節にはとても歩けない」等の切実なご相談でした。

もう一人の女性からは、「免許を返納したら、夫婦でワンコインバスを利用して買い物や食事に出か

けようと楽しみにいた。それなのに、乗るバスの便がなく、夫は免許を返納したことを後悔している」という嘆きの声でした。

早速、都市交通対策課に相談をしたところ、「ふれあい交通運行事業」で対応することとなり、現在ルート開設に向け協議が進められております。市の素早い対応に、相談された方々からは喜びの声が寄せられました

昨今、高齢者による運転事故が多発し、運転免許を返納する高齢者は大幅に増加しています。

また、今年8月農林水産省は、65歳以上の買い物弱者が2015年時点で824万人、大分県内では9万3千人に上るとの推計を出しています。

「ふれあい交通事業」は、最寄りのバス停までを乗り合いタクシーでつなぐ大分市の単独事業です。65歳以上の利用料金は100円と手ごろな上に、バス業者にも、タクシー業者にも好循環となり、地域の活性化にも、温暖化対策としても有効な事業だと思います。昨年度の九州運輸局交通政策関係表彰を受賞されたとも伺いました。今回、拡充が必要ではないか担当部局に確認したところ、すでに拡充は行われていましたが、あちこちの地域で話をしても、「そんな事業があるとは知らなかった」との声が多数聞かれました。

本来、公共交通が地域住民の生活に支障をきたすことの無いよう、行政はその責任を果たさせる立場にありますが、一方で、高齢化や地域の商店の撤退など、個々の状況に対応し、生活を支える行政の支援も欠かせません。そこで質問いたします。

①4月のダイヤ改正で、通院や買い物が困難になって困っている地域はないか実態を調査するとともに、制度の周知、特に地域の高齢者へ事業を知らせるなど、利用促進の取り組みが必要だと考えますが、見解をお聞かせください。

5. マイナンバー／マイナンバーについて

(1)危険性の認識について(企画部)

昨年の第2回定例会で、個人事業者に送付される住民税の特別徴収税額通知書に、マイナンバーを記載しないよう求めました。

相次ぐ、誤送付や情報漏えいで、総務省も対応せざるを得なくなり、昨年末、税の通知にマイナンバー記載を行わないという見直しの事務連絡が地方自治体に出されました。これにより大分市でも、今年度、通知書にマイナンバーの記載は行なわれません。

前回の質問でも指摘した通り、マイナンバーを記載することで、情報漏えいの危険が生じ、個人事業者には通知書の保管や取扱いに大きな負担が生じます。従業員のプライバシー権を侵害することも指摘されています。

自治体はマイナンバーを送付文書に記載する危険性を、しっかりと認識すべきです。そこで質問い

たします。

①今後、大分市から送付する文書などに、マイナンバーの記載を行うべきではないと考えます。見解を求めます。

(2)公立図書館の貸し出し券について()

同じく昨年的一般質問で、マイナンバーを公立図書館の貸出券として連動させることは、カードの紛失を増大させ、個人の思想信条にもかかわるプライバシー侵害も懸念されるとして、行うべきではないと質しました。

しかし、先日の議会開会日に配布された報告資料の中で、7月からマイナンバーカードを図書館の貸出券として使用できるよう準備中であることが示されていました。

マイナンバーカードが図書館の貸出券となれば、常時持ち歩く方が増え、頻繁に取り扱うこととなります。カードを落としたり、紛失したりすることは、近年横行している、役所をかたる詐欺事件など、思わぬ悪用・被害にもつながりかねません。様々な重要な個人情報を含むカードを、常用的に利用することは避けるべきです。そこで質問いたします。

①国民監視の危険性も危惧されるマイナンバーを、図書館の貸出券として併用するのは拙速であり、不適切です。行うべきではないと考えますが、見解を求めます。

6. 市営陸上競技場について／屋外トイレについて

(1)トイレの整備と活用について(都市計画)

先般、高校総体の際、市営陸上競技場周辺の河川堤防に高校生が集合しているのを目にする機会がありました。大会やイベント時には、大勢の人が集まる市営陸上競技場ですが、今回、そのトイレについて確認を行いました。

公共施設のトイレについては、特に高齢の女性から、和式トイレの使用は負担が大きくて使えないと言う声が度々寄せられます。

市営陸上競技場の女性用トイレは、競技場内27のうち、和式23、洋式は4、競技場外の併用もあわせて、和式が5つですが、洋式はありません。また、身障者用のトイレについては、競技場内に8つですが、競技場外にはありません。多目的トイレにいたっては、場内外に、ひとつもありません。

今後も、様々な大会やイベントが予定される中、高齢者、障がい者の方々が、スムーズに利用できるよう、また、災害時の利用なども想定し、トイレの整備を早急に進める必要があるのではないのでしょうか。

かねてから私は、大分川沿いのトイレ整備を求めています。陸上競技場がスポーツ振興の役割を担うのであれば、大分川沿いのジョギングやウォーキングの市民の使用も想定し、整備を検討して

頂きたいと思います。そこで、質問いたします。

①市営陸上競技場のトイレ整備について、特に、屋外トイレの今後の整備計画について、見解をお聞かせください。

7. 河川堤防の整備について/大分川河川堤防の整備について

(1) 夜間照明の設置について

大津町に住む方から、大分川の河川堤防を散歩しているが、弁天大橋から先には夜間の照明がないので設置できないかという要望がよせられました。

弁天大橋の先、海に向かう河川堤防は、春には桜が大変きれいで、海が見渡せる気持ちの良いスポットです。

今後、護岸整備が計画されており、堤防も含めた改修が予測されることから、現時点では整備の検討が難しいとのことですが、市民が安全に、安心して利用できるよう、今後の整備計画に夜間照明の設置を検討して頂くよう強く要望して質問を終わります。